

「所得拡大促進税制の要件見直しと拡充について」

平成 29 年度税制改正で、所得拡大促進税制は、中小企業(*1)に有利な改正(平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用)がおこなわれています。国の施策として企業に社員の給与・賞与をアップして欲しい、だから一定額をアップしてくれば、法人税等の税額控除をしますというのが所得拡大促進税制です。どんな改正になっているかを確認して、適用の可否を是非ご検討ください。

1. 適用要件の見直し

中小企業の適用要件 から は従来から変更ありません。

適用年度の雇用者給与等支給額が基準事業年度と比べて一定割合以上増加(*2)
雇用者給与等支給額の総額が前年度以上
平均給与等支給額が前年度を上回る

大企業は の要件が厳しくなり、平均給与等支給額が前年度比 2%以上(賃上げ率 2%以上)の増加が必要になりました。

平均給与等支給額が前年度比 2%以上増加

2. 税額控除額の拡充

中小企業の税額控除額は、平均給与等支給額の前年度比賃上げ率が 2%以上の場合に控除額が拡充されることになりました。

- 賃上げ率 2%未満：
雇用者給与等支給額の増加額(基準年度から適用年度までの増加額)の 10%(従来同様)
- 賃上げ率 2%以上：
雇用者給与等支給額の基準年度から適用年度までの増加額の 10%と前年度(前年度が基準年度より少ない場合は基準年度)から適用年度までの増加額の 12%の合計額

なお、大企業でも、賃上げ率 2%以上で本制度の適用を受ける場合には、従来よりも多く税額控除を受けることができるようになりました。

- 賃上げ率 2%未満：適用なし
- 賃上げ率 2%以上：
雇用者給与等支給額の基準年度から適用年度までの増加額の 10%と前年度(前年度が基準年度より少ない場合は基準年度)から適用年度までの増加額の 2%の合計額

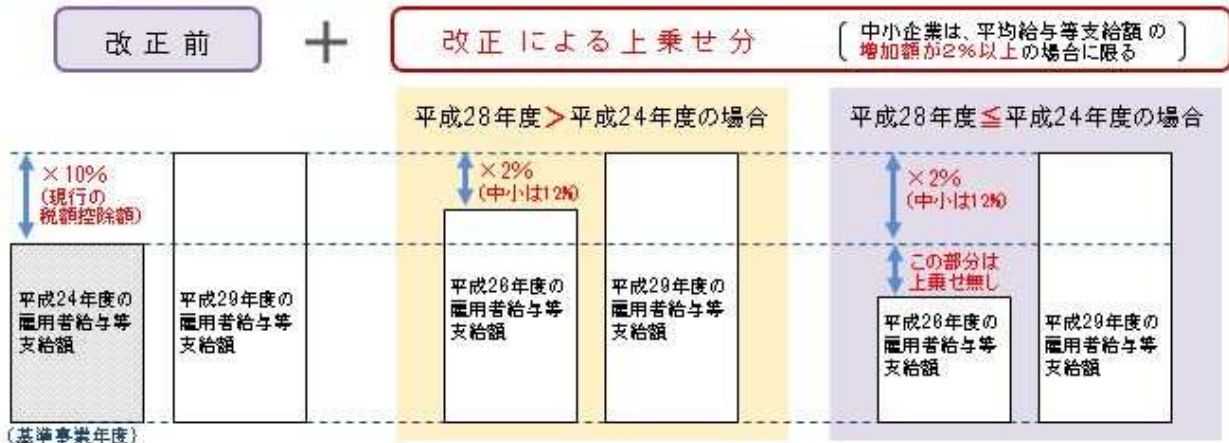
3. 賞与支給前に税額控除額の検討を

ベースアップが難しい中小企業は賞与を増額する等の施策で賃上げ率 2%を確保すると、より多くの税額控除を受けることができるようになります。決算賞与の支給も含めて検討してみてください。

なお、税額控除額の上限は従来どおり調整前法人税額の 20%(大企業は 10%)となります。

(提供：朝日税理士法人)

【税額控除額(平成29年度の場合)】



(*1)ここでいう中小企業は、中小企業者等のことです。中小企業者等とは、資本金の額が 1 億円以下で発行済み株式総数の 1/2 以上が同一の大規模法人に所有されていない等、一定の要件を満たす青色申告法人です。以下、文中の中小企業は中小企業者等のことです。

(*2)一定割合とは、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については 5%(中小企業者等については 3%)とされています。

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future